

4 家族信託と成年後見の比較

	家族信託	成年後見
相続対策		×
投資（大規模修繕など）		×
家庭裁判所の関与	なし	あり
施設入所等の契約の代理	×	
手続きにかかる費用	・ 家族信託契約設定時にかかるが、ランニングコストはほとんどかからない	・ 申立て時に数万円～10万円程度。専門家が後見人になると月2～3万円程が生涯にわたり発生する

相続対策

- ・ 家族信託の場合、信託契約の目的の範囲内で自由に受託者が資産を処分することが可能ですから相続対策も自由に設計することができます。

成年後見制度の場合、本人の財産を保全することが徹底された制度であるため、本人でない相続人の為に行う相続対策は一切できません。

投資（大規模修繕等）

- ・ 家族信託の場合、収益不動産の入居率を上げるために積極的な投資（大規模修繕等）も受託者の判断で行えるよう設計することができます。

成年後見制度の場合、必要最低限の補修等の為の修繕であれば可能ですが、投資にあたるような行為はできません。

裁判所の関与

- ・ 家族信託の場合、裁判所の関与はありません。

成年後見制度の場合、申立てからご本人が亡くなるまで家庭裁判所の監督下に置かれるため、毎年の収支の報告や、自宅不動産の売却時に裁判所の許可等が必要となります。

施設入所等の契約の代理

- ・ 家族信託の場合、受託者が本人の代わりに施設入所等の手続きを行うことはできません。

成年後見制度、後見人がほぼ全ての契約を本人に代わって行うことができます。

費用

- ・ 家族信託の場合、設定する段階で専門家報酬等が発生しますが、ランニングコストについてはかからないように設計することが可能です。

成年後見制度の場合、家庭裁判所の判断で毎月、後見人に対する報酬が決定されます。およそ月額2万円～5万円程が生涯に渡り発生します。